

初心運転者講習について

初心運転者講習とは？

準中型・普通・大型二輪・普通二輪・原付の各種免許を取得した方が、初心運転者期間（免許取得後1年間、免許停止期間を除く。）に交通違反等をし、その違反合計点数が3以上に達した場合（1回の違反で3以上に達した場合を除く。）に受ける講習です。

初心運転者講習の受講対象となった方には、居住地を管轄する公安委員会から講習の通知（受講日と受講場所を指定）が届きます。

この通知を受け取ってから1か月以内に講習を受講しなかった場合、または講習を受講した後、残りの初心運転者期間中さらに違反合計点数が3以上に達した場合（1回の違反等で3以上に達した場合を除く。）には再試験を受けなければなりません。

再試験とは？

学科と技能の試験（原付免許は学科のみ）をもう一度受けることです。

再試験を受けなければならない方には、居住地を管轄する公安委員会から再試験の通知書が届きます。

学科と技能の試験の両方に合格しなければ（原付免許は学科のみ）、その免許は取り消しとなります。また、この通知を受け取ってから1か月以内に受験しなかった場合も、その免許は取り消しとなります。

講習内容は？

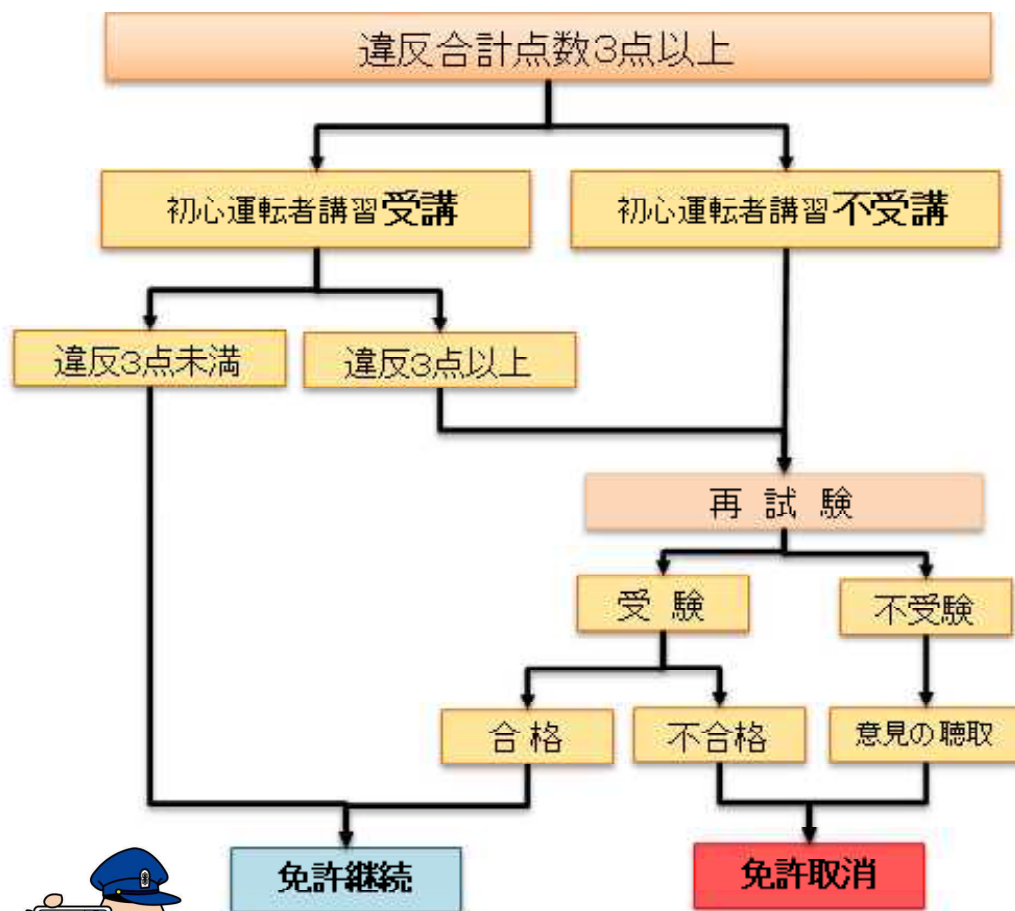
- ・運転適性検査
- ・危険予知訓練
- ・運転技能診断（教習所内、路上）
- ・グループディスカッションなど



	受講手数料	講習時間
準中型講習	15,950 円	7時間
普通車講習	15,250 円	7時間
大型二輪車講習	19,800 円	7時間
普通二輪車講習	18,750 円	7時間
原付講習	10,700 円	4時間

※受講手数料（講習手数料+通知手数料）

初心運転者講習の流れ



問い合わせ先（連絡先）
福島県警察本部 運転免許課 運転者教育係（電話 024-591-4372）
【土、日、祝祭日を除く 午前8時30分から午後5時15分まで】